

第3章 福島県中通り地方流域水循環計画の取組内容

3.1 福島県中通り地方流域水循環計画のねらい・目標

中通り地方では、福島盆地や郡山盆地に人口が集中し、人や企業による様々な活動が展開されており、そうした人間社会の営みの中に流れる川の水を大切に使い、その影響を最小限にとどめることが求められています。

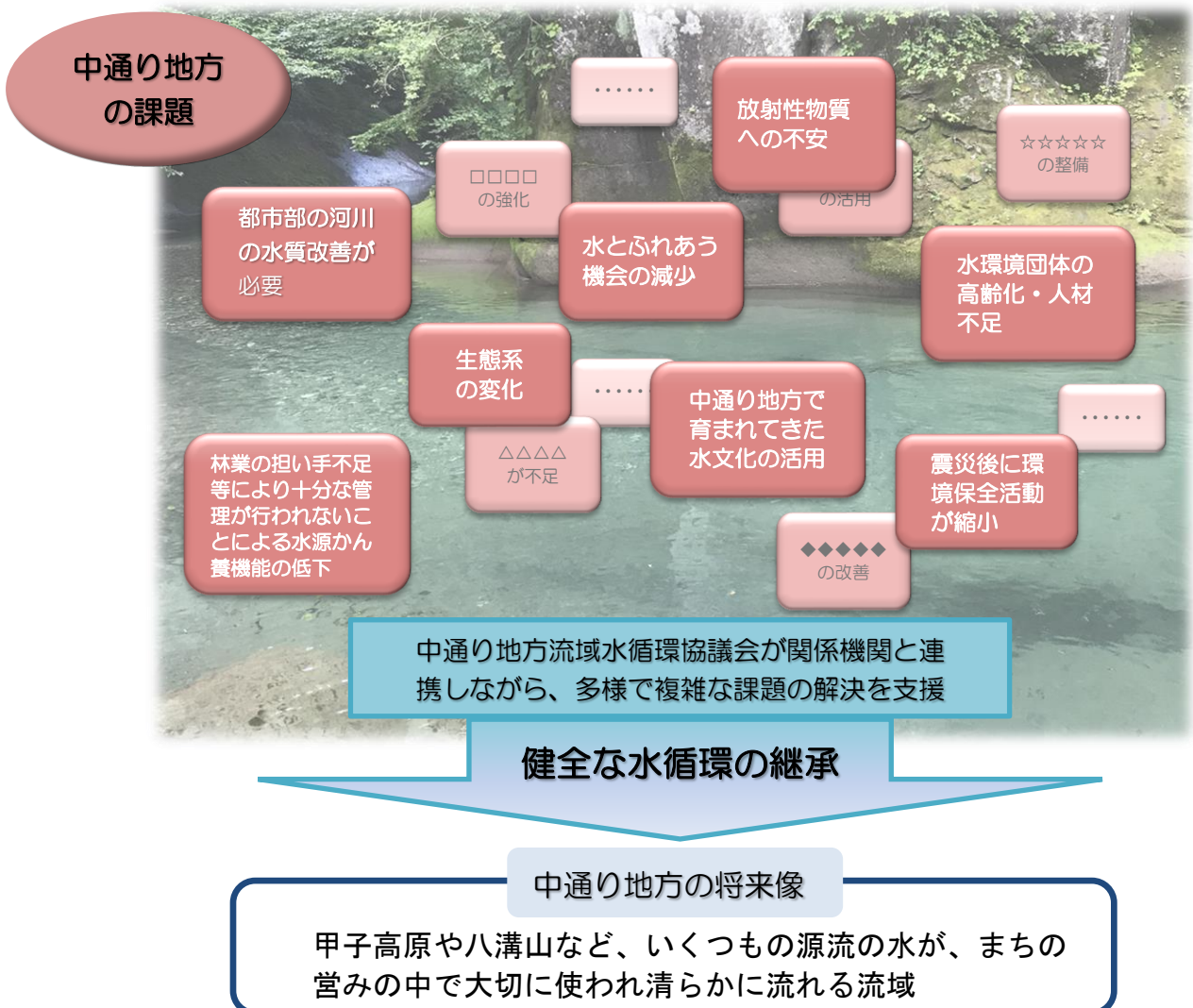
中通り地方を縦断する阿武隈川流域においては、河川愛護団体の活動もあり8年連続で「水質が最も良好な河川」に選ばれた荒川などの清流に恵まれているほか、市町村・国・県が源流から県域を越えて宮城県まで連携した取組により、河川環境が改善されつつあります。

しかし、逢瀬川など都市部の一部の河川においては、関係者の取組がなされているものの、更に水質の改善が必要な状況も見られます。

また、各流域で活動を行っている水環境団体においても、東日本大震災後に活動が縮小したり、構成員の高齢化や後継者不足により活動を継続できなくなる懸念が生じています。さらに、中山間地域の過疎化や高齢化により、森林の荒廃が進んだり、水に関わる祭事や伝統工芸などの「水文化」の衰退が懸念されています。

このように、中通り地方の各流域は、水に関わる多様で複雑な問題を抱えており、これらの課題を解決するには、流域に関わる様々な主体が課題を共有し、連携しながら取り組んでいかなければなりません。

このため、中通り地方流域水循環協議会では、「福島県中通り地方流域水循環計画」に基づき、これらの課題の解決に向けて、関係機関と連携しながら健全な水循環の回復とそれを継承する活動に取り組み、中通り地方の将来像の実現を目指します。



3.2 福島県中通り地方流域水循環計画の計画期間

本計画の期間は、2019年から2023年までの5か年とします。

なお、この計画は、各地方における水循環に関する課題を把握し、適時計画の見直しを図っていくこととします。

3.3 福島県中通り地方流域水循環計画の重点施策

中通り地方の課題解決に向けて、中通り地方流域水循環協議会は、以下の施策に重点的に取り組むとともに、様々な活動を通じて、水への関心と理解を深め、水を大切に守り育てる意識の向上を目指します。

特に、東日本大震災以降中断もしくは縮小されている水環境団体の活動を、震災以前の状況に回復させることを優先的に取り組んでまいります。

① 地域住民等と連携した環境保全活動

中通り地方では、都市部の河川で水質の改善が更に必要な状況が見られるほか、外来種の影響による生態系の変化が進み、農山村における森林の荒廃も懸念されています。このため、各流域で行われている地域住民や水環境団体等の環境保全活動への参加を促進、支援します。

② 清らかな源流の水を守る人づくり・地域づくり

中通り地方の多くの流域では、人々が身近な川に関心を持たなくなり、水とふれあう機会が減少するなど、人と水との距離が遠ざかっています。このため、子どもたちに水の大切さや流域の魅力を伝えるとともに、水を介した地域交流を促進します。

③ 水環境団体の取組支援とその活性化 ～まちと豊かな水環境の共生～

中通り地方の各流域では、水環境団体による水辺を豊かにする様々な活動が行われていますが、東日本大震災の影響による活動の縮小や停滞、構成員の高齢化や後継者不足などの課題を抱えています。このため、水環境団体の活動を広く知ってもらい、団体間の連携や交流を促進させることにより、人材の確保や活動の活性化につなげていきます。

④ 中通り地方の水文化の継承

中通り地方では、水に関わる祭事や伝統工芸などが各地に残されておりますが、これらの「水文化」は、中山間地域の過疎化や少子高齢化などにより、伝統文化の担い手が減少し、衰退が懸念されています。地域の水文化をもう一度見つめ直し、流域の魅力として十分に活用しながら、将来に継承していく取組を支援します。

⑤ 水循環施策の窓口機能強化

中通り地方の各流域が抱える水環境の問題は多様化、複雑化しており、流域に関わる様々な主体が課題を共有し、連携しながら一緒に取り組んで行くことが求められています。そのため、関係団体が直面している課題について知恵を出し合いながら解決していくため、中通り地方流域水循環協議会が総合調整機能を果たします。

3.4 福島県中通り地方流域水循環計画の実施範囲

中通り地方は、一級河川の水系（阿武隈川、久慈川及び那珂川）及び猪苗代湖等の湖沼で構成される区域で中通り地方を構成する行政区域と概ね重なり、猪苗代湖は一部会津地方にもまたがっています。

このため、中通り地方流域水循環計画は、本県の地理的特徴を踏まえ、流域単位にこだわらず、中通り地方を基本としつつも、他の地方にまたがった水系については、より効果的に計画の実現を図るため、関連する他地方と連携して取り組んでいきます。

3.5 福島県中通り地方流域水循環計画の取組方針

(1) 取組の基本方針

3.1 で示した中通り地方における将来像の実現に向けて本計画を進めるため、取組方針を以下に示します。

①様々な主体との連携

中通り地方流域水循環協議会では、中通り地方における様々な取組について構成員による地域間・流域間の情報交換を促し、地域住民や市民団体、事業者、教育・研究機関、行政などの各主体との連携を図ります。

また、将来的には、本計画に基づく連携による総合的な取組を他地方に発信することで県内全域における取組の活性化を図ります。

②各種計画との連携

各団体が主体性を持ち、施策の方向を反映した水に関係する県や中通り地方各市町村の関連する法定計画を含む各種計画と連携しながら取組を行うとともに、県や市町村も各種団体と連携して総合的に取組を展開します。

③情報発信

地域住民一人一人が計画の理念を共有して水についての理解を深めることが重要であることから、本計画について協議会では、積極的に情報発信を行います。

